

信用取引の契約締結前交付書面

(オンラインサービス)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、信用取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前に専用お問い合わせダイヤル(0570-000-324(ナビダイヤル))にご連絡ください。

- 信用取引は、お客さまに一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売り付けに必要な株券(※)、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」といいます。)や買い付けに必要な資金を当社からお客さまにお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 信用取引には、金融商品取引所で行われるものの他、PTS(私設取引システム)において行われるもの(以下「PTS信用取引」といいます。)がありますが、当社ではPTS信用取引は扱っておりませんので、この書面に記載されている事項は、すべて金融商品取引所で行われるものを対象としています。
- 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

(※)株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

手数料など諸費用について

- 信用取引を行うにあたっては、別紙1「信用取引に係る諸費用」に記載の売買手数料、信用管理費、名義書換料(権利処理等手数料)をいただきます。
- 信用取引の買い付けの場合、買付代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売り付けの場合、売付株券等に対する貸株料及び品貸料をお支払いいただきます。

委託保証金について

- 信用取引を行うにあたっては、別紙2「委託保証金と代用有価証券の種類、代用価格等」に記載の委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。

- 委託保証金は、売買代金の35%以上で、かつ30万円（最低保証金）以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「委託保証金と代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。
- 反対売買による利益が生じた場合は、翌営業日向けに当該利益額を委託保証金に加算し、受渡日には同金額を委託保証金に差し入れることを承諾していただきます。

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※1）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

※1 裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

- 信用取引の対象となっている株券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満または30万円未満となった場合には、不足額を翌営業日21時までに当社に差し入れていただく必要があります。
- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を決済（反対売買または現引き・現渡し）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上

げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

※ 詳細は、各取引所で公表されている「『日々公表銘柄』の指定等に関するガイドライン」及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただけます。

(ご参考までに、別紙3に掲載しております。)

また、当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄について、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

信用取引の仕組みについて

※本書面は「オンライン信用取引」について説明しています。当社の支店または営業部署で取り扱う信用取引に関しては別途ルールがあり、本書面とは別の契約締結前交付書面をご確認いただくこととなりますので、ご了解ください。

○ 制度信用取引

- 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。
- 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買い付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)に限られます。
- 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。また、オンライン信用取引サービスでは、この返済期限(決済期日)の2営業日前までに反対売買、現引きまたは現渡しによる決済をしていただくこととしております。お客様ご自身で決済をされない場合は、お客様の計算の下で当社が決済をさせていただきます。なお、

制度信用取引を継続することが適当でないと思われるときには、制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。

- 制度信用取引における金利、貸株料は、その時々金利情勢等に基づき、お客さまと当社との合意によって決定されることとなります（※2）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取ることとなりますが、品貸料は、その時々株券調達状況等に基づき決定されることとなります（※2）。

※2 その額は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

- 制度信用取引について売り方のお客さまからお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客さまがこれを受け取るものではありません。

なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に事前に当社ホームページ上でご確認ください

- 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与（以下「株式分割等」といいます。）による株式を受け取る権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。（※3）例えば、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売り付け又は買い付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。

⇒上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3か月後）、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。

（※3）制度信用取引では、お客さまが買い付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割等による株式を受け取る権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客さまが直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引き渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主にのみ限定している場合など、譲渡性および換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案し

て権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- 権利処理については、上記の内容に加え、以下の対応を行います。

上場廃止、株式併合、株式移転、株式交換、株式分割、株主割当増資等のコーポレートアクションが生じた場合や、株主割当ての対象が、新株予約権や、優先株式など現証券と異なる形態を有するものである場合等は、制度信用取引の返済期限（6 か月目の応当日）における決済ではなく、権利付き最終日の2営業日前までに決済（反対売買または、現引き、現渡し）を、お客さまの計算の元に行っていただく場合があります。

また、当社が特に信用取引の継続について問題があると判断した場合についても同様の処理を行う場合があります。

- 証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限又は停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売り付けや、買い付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

○ 一般信用取引

- 一般信用取引においては買建注文のみ行うことができます。
- 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象としますが、品貸料、返済期限等は、お客さまと当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- 一般信用取引ができる銘柄は、株券等であれば、上場廃止基準に該当した銘柄および当社が独自に取引を制限している銘柄を除いたものとなります。なお、金融商品取引所が売買状況等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。
- 一般信用取引における貸株料、品貸料、返済期限及び金利は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客さまと当社との合意によって決定されることとなります（※4）。また、貸株料、品貸料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客さまは当社にご確認ください。

※4 その額は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

- 一般信用取引によって買建てしている株券等について株式分割等による株式を受ける権利又は株

主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、事前に当社ホームページ上でご確認ください。

- 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- 一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。

信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引
取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
株券等の売買の媒介、取次ぎまたは代理
- 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客さまに対する課税は、以下によります。

- 信用取引における配当落調整額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

【当社における信用取引の対象範囲】

東京証券取引所 上場株式等（優先株式、新株予約権、ベンチャーファンド等を除く）

名古屋証券取引所 上場株式等（ネクスト市場、外国株券、優先株式、新株予約権等を除く）

上記において、制度信用取引は金融商品取引所が定めた制度信用銘柄、かつ貸借銘柄を、原則として対象範囲とし、一般信用取引は当社が選定した銘柄を対象範囲といたします。

今後、上記対象範囲を拡大するなど、取り扱いに変更がある場合があります。一方、上記対象範囲に属している銘柄でも、金融商品取引所等の規制または当社独自の判断によりお取り扱いできない場合があります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書（オンラインサービス）」を当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分内容をお読みください。
- ・ 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 信用取引で注文する際は、「信用取引」を選択のうえ、「信用取引区分」から制度信用取引を行うのか一般信用取引を行うのかを選択してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。
- ・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ お客さまが当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買い付けた株券等及び信用取引によって株券等を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済および現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客さまの当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ お客さまが行う信用取引の売り付けのうち売り付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。
- ・ 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、電磁的方法により「取引報告書」の交付を行います。
- ・ 信用取引建株がない状態が1年以上継続した場合は、事前に通知することなく信用取引口座は閉鎖されることがあります。

当社の概要

商号等	みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会

一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本 STO 協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 1,251 億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 大正 6 年 7 月
連絡先 コールセンター 0570-000-324 (ナビダイヤル) にご連絡ください。

みずほ証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号大手町タワー

電話番号：フリーダイヤル 0120-324-051

受付時間：月曜日～金曜日の 8 時 40 分～17 時 10 分

ただし、12 月 31 日～1 月 3 日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分 (祝日を除く)

(2026 年 4 月 1 日)

別紙1

信用取引に係る諸費用

項目	内容	買い方	売り方
売買手数料	無料	—	—
金利(買い方)	買付約定代金×金利●×日数÷365 (両端入れ、円未満切捨て)	お支払い	—
金利(売り方)	売付約定代金×金利●×日数÷365 (両端入れ、円未満切捨て)	—	お受け取り
貸株料※1	売付約定代金×貸株料率●×日数÷365 (両端入れ、円未満切捨て)	—	お支払い
品貸料(逆日歩)※1	株数×(計算期間中の品貸料の累計)	お受け取り	お支払い
信用管理費(消費税含む)	売り付けまたは買い付けが成立した日から1か月目の応当日(約定日)を超えるごとに、1株につき11銭(税込み)を乗じて算出した金額をいただきます。 ※ただし、その算出した金額が110円(税込み)に満たない場合は110円とし、1,100円(税込み)を超過する場合は、上限1,100円とします。	お支払い	お支払い
名義書換料(消費税含む)	1売買単位(単元株式数)につき55円(税込み)。ただし、ETF/ETNについては1売買単位(単元株式数)につき5.5円(税込み)。 ※なお、証券金融会社により調整が行われた場合には当該調整された金額となります。	お支払い	—

●は当社が定める額または率

金利情勢等の変化が生じた際は、上記諸費用および当社が定める率に変更となる場合があります。

※1 一般信用取引のお取り扱いはありません。

○配当金相当額

配当落調整額	配当落ちによる株価下落分の調整で、配当落ち約3か月後に実施。	買い方 お受け取り	売り方 お支払い
--------	--------------------------------	--------------	-------------

委託保証金と代用有価証券の種類、代用価格等

委託保証金は、売買代金の35%以上で、かつ30万円以上が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

国債	95%以下
政府保証債	90% //
地方債・社債	85% //
金融債	85% //
上場新株予約権付社債	80% //
上場株券	80% //
公社債投信	85% //
追加型株式投信	80% //
単位型株式投信	80% //(クローズド期間終了後のもの)
上場投資信託・上場投資証券	80% //(ETF、不動産投信など)

委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されること又は当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日の翌々営業日以降、当社が定めた日といたします。ただし、下記④の事象の場合において、当社が必要と認めるときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。（当社社内規則による）

- ① 発行会社の株価が一定金額を下回った場合
- ② 発行会社が債務超過となった場合
- ③ 発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる場合
- ④ ①～③のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

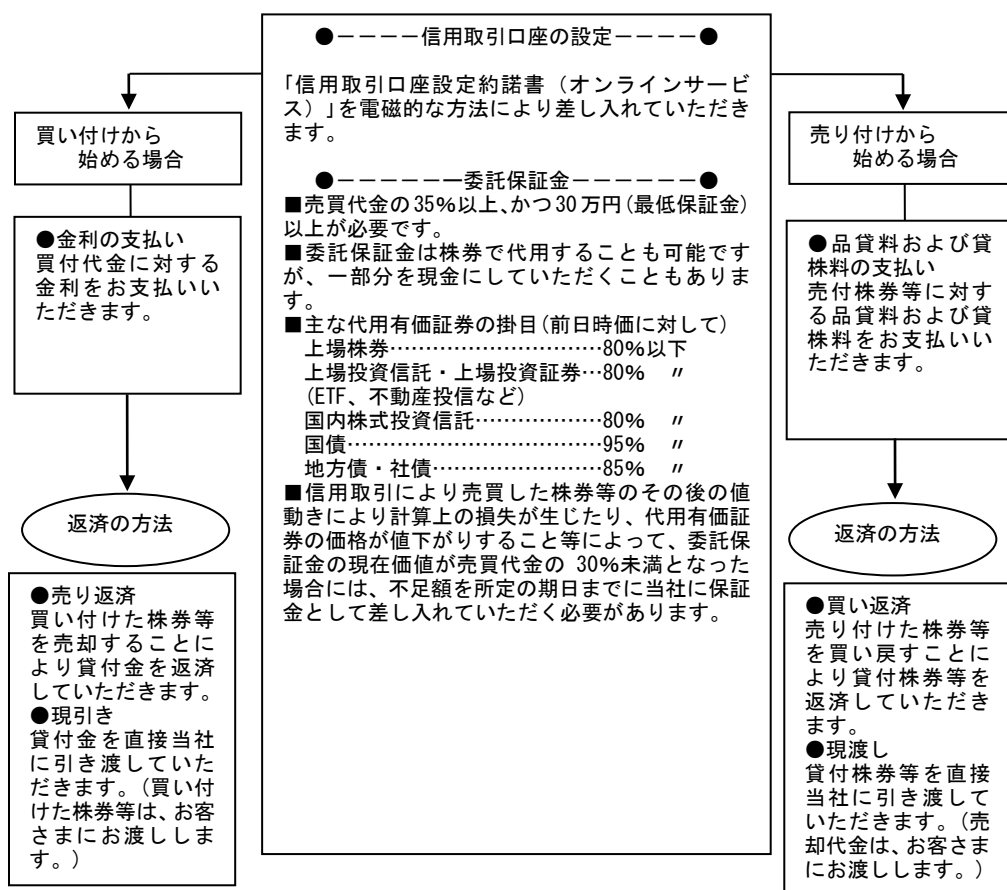
なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合

- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

以 上

オンライン信用取引の基本的な流れ



- 注1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に受けられないこともあります。
- 注2 金利、貸株料等の取り扱いについては、お客さまと当社との合意によって決定されますので、事前に当社ホームページ上でご確認ください。
- 注3 委託保証金率および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、証券取引所により変更されるまたは当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。
- 注4 買建株と委託保証金として差し入れていただいている株券等とが同一銘柄である場合を「二階建取引」といい、新規建注文または担保差入により二階建てとなる場合は、保証金総額（受入保証金予定額を含む。）に占める単一代用有価証券の比率の30%未満まで発注可能です。

以 上

別紙3 『日々公表銘柄』の指定等に関するガイドライン」および「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」

このガイドラインは（株）東京証券取引所制定のものです。（株）名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所および証券会員制法人札幌証券取引所においては、各取引所がそれぞれガイドラインを制定しておりますので別途ご参照ください。

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。

I. 指定基準

次に掲げる1.～4.の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。

1. 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が10%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が60%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が20%以上である場合

2. 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

3. 売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

4. 特例基準

1. ～3. の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(注1) 1. については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。

(注2) 1. については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

(注3) 2. イ. については、売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。

(注4) 2. ロ. については、売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。

(注5) 3. については、初値決定日の翌営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均株価」とあるのは、「初値決定日の株価」と読み替えて適用するものとする（3. イ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段である場合に限るものとし、3. ロ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段である場合に限るものとする。）。

II. 解除基準

次に掲げる1. 及び2. の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。

1. 残高基準

次のイ、及びロ、のすべてに該当した場合

イ、5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が8%未満である場合

ロ、5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が16%未満である場合

2. 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

3. 特例基準

1. 及び2. の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。

(注1) 2. について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき

(2) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき

(注2) 2. について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき

(2) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき

(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、指定を解除することができる。

Ⅲ. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。ただし、ETF 及びETNについては、商品性を踏まえて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。

- ・ 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（売買が成立したものに限り。）の売買高に対する比率をいう。
- ・ 「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限り。）。
- ・ 「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限り。）。
- ・ 売残高及び買残高、信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の報告及び申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

以 上

（2021年3月1日実施）

信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。

I. 実施基準

1. 第一次措置の実施基準

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。

（１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が15%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が70%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が30%以上で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合
- ハ. 当取引所が「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」として公表した日の翌月の応当日以降において、売残高の対上場株式数比率が15%以上又は買残高の対上場株式数比率が30%以上である場合

（２）信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（３）売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の

新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

- . 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（4）特例基準

（1）～（3）の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

2. 第二次措置の実施基準

第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（1）～（4）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

（1）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が20%以上（売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、売残高の対買残高比率が80%以上である場合
- . 買残高の対上場株式数比率が40%以上（買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合
- ハ. 第一次措置実施時に1.（1）残高基準ハ.に該当した場合で、売残高の対上場株式数比率が20%以上（売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）である場合、又は、買残高の対上場株式数比率が40%以上（買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）である場合

（2）信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- . 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日

の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)

(3) 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

3. 第三次措置の実施基準

第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高の対上場株式数比率が25%以上（売残高が第二次措置の実施基準該当日における売残高に比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、売残高の対買残高比率が90%以上である場合

ロ. 買残高の対上場株式数比率が50%以上（買残高が第二次措置の実施基準該当日における買残高に比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

ハ. 第二次措置実施時に2.(1)残高基準ハ.に該当した場合で、売残高の対上場株式数比率が25%以上（売残高が第二次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）である場合、又は、買残高の対上場株式数比率が50%以上（買残高が第二次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）である場合

(2) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（3）売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（4）特例基準

（1）～（3）の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

4. 第四次措置の実施基準

第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（1）～（4）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）を禁止する。

（1）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が30%以上（売残高が第三次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、売残高の対買残高比率が100%以上である場合
 - ロ. 買残高の対上場株式数比率が60%以上（買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合
- ハ. 第三次措置実施時に3.（1）残高基準ハ.に該当した場合で、売残高の対上場

株式数比率が30%以上（売残高が第三次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。）である場合、又は、買残高の対上場株式数比率が60%以上（買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。）である場合

（2）信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（3）売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が20%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（4）特例基準

（1）～（3）の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

（注1）1.～4.の各（1）については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に実施することができる。

（注2）1.～4.の各（1）については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

（注3）当取引所は、「日々公表銘柄」に指定された銘柄及び信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施された銘柄のうち、売残高の対上場株式数比率が15%以上又は買残高の対上場株式数比率が30%以上である場合であって、当該

銘柄の取引状況等を踏まえ必要と認めるときは、「信用取引残高が継続的に増加している銘柄」として公表することができる。

(注4) 1. ～4. の各(2)イ. については、売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。

(注5) 1. ～4. の各(2)ロ. については、売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。

(注6) 1. ～4. の各(3)については、初値決定日の翌々営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均株価」とあるのは、1. (3)の場合には「日々公表銘柄の指定に係る基準該当日の株価」と、2. ～4. の各(3)の場合には「直前の措置に係る実施基準該当日の株価」と読み替えて適用するものとする(1. ～4. の各(3)イ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準ロ. でない場合に限るものとし、1. ～4. の各(3)ロ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準イ. でない場合に限るものとする。)

II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

委託保証金の率の引上げ等の措置は、第一次措置において以下の率を加えることとし、第二次措置以降は、直前の措置における引上げ後の率に以下の率を加えることとする。

ただし、以下の率を加えた結果、委託保証金の率が100分の100を超える場合には、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け(取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)を禁止する。

委託保証金率：100分の20

うち現金担保分：100分の20

なお、当取引所が信用取引の利用状況、銘柄の特性及び市況全般との関連性等を踏まえて必要と判断した場合には、措置の内容を変更することができる。

III. 解除基準

次に掲げる(1)及び(2)の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金

の率の引上げ等の措置を解除する。

(1) 残高基準

次のイ. 及びロ. のすべてに該当する場合

イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が12%未満である場合

ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が24%未満である場合

(2) 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

(3) 特例基準

(1) 及び(2)の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は措置を解除しないことができる。

(注1) (2) について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき

(2) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき

(注2) (2) について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき

(2) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき

(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除することができる。

IV. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。ただし、ETF 及び ETN については、商品性を踏まえて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。

- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（売買が成立したものに限る。）の売買高に対する比率をいう。
- ・ 「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。
- ・ 「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。
- ・ 売残高及び買残高、信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の報告及び申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。
- ・ 上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。

以 上

（2023年1月10日実施）